生産地域制限の公表 抜粋

○農林水産省告示第千八百六十三号

のとおり公示する。 一項の規定に基づく届出を受理したので、同法第十三条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき次種苗法(平成十年法律第八十三号)第五条第一項の規定に基づく品種登録出願及び同法第二十一条の二第

企柜回年十一月十七日

農林水產大臣 野村 哲郎

Ⅲ 品種登録出願の番号及び年月日、出願者の氏名又は名称及び住所又は居所、出願品種の属する農林水産 植物の種類、出願品種の名称、指定地域並びに生産する行為を制限する旨

出願品種の属す	出願品種の	出願者の氏名又は名称	品種登録出願の	指定	生産する行為を
る農林水産植物					
の種類	名称	及び住所又は居所	番号及び年月日	地域	制限する旨

Triticum aestivum L.	1BS-18ホク シン	国立大学法人島根大学 島根県松江市西川津町1060 番地 遠藤隆 京都府相楽郡精華町桜が丘 三丁目16番地7 松本正人 島根県益田市梅月町176番 地			指定地域以外の地域 において種苗を用い ることにより得られ る収穫物を生産する 行為を制限する。
II	1BS-18ミナ ミノカオリ]]	第36208号 令和4年4月4日	II	JJ